



(令和6年7月1日)

市議会議員の「資産等補充報告書」「所得等報告書」「関連会社等報告書」の閲覧開始

◆ セールスポイント	市議会議員の「資産等補充報告書」「所得等報告書」「関連会社等報告書」の閲覧開始
◆ 日時・期間	<u>令和6年7月1日(月)</u>
◆ 場 所	静岡庁舎新館 1 階 葵区役所市政情報コーナー (葵区役所地域総務課内)
◆ 内 容 など	「政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき「資産等補充報告書」「所得等報告書」「関連会社等報告書」の閲覧を開始します。
◆ 対象・人数	市議会議員 47 名分

別紙資料 有

【問合せ】議会事務局 調査法制課

担当 山本・望月

電話 054-221-1481

市議会議員の資産等公開（資産等補充報告書・所得等報告書・関連会社等報告書の閲覧開始）について

市議会議員の資産等の公開は、「政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき実施しているものです。

1 閲覧に供する報告書

（１）資産等補充報告書

資産等補充報告書には、令和５年１月１日以降、新たに議員本人が所有することになった資産等で、令和５年１２月３１日において所有する土地、建物、預貯金（当座・普通預金等を除く）、有価証券等が区分ごとに記入されています。

（２）所得等報告書

所得等報告書には、令和５年分（前年分）の所得金額等がその区分ごとに記入されており、ここでいう所得金額とは、収入金額ではなく、社会保険料控除や扶養控除など、各種控除を引く前の所得金額です。

（３）関連会社等報告書

関連会社等報告書には、令和６年４月１日現在で報酬を得て、会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合に、その法人等の名称・所在地・職名が記入されています。

※（１）～（３）の書類について

提出対象者は全議員です。

報告書の内容を調査する権限のない議会事務局や市役所の執行機関は、報告書の内容に関する確認を行っていません。

2 閲覧開始日等

（１）閲覧開始日 令和６年７月１日（月）

（２）閲覧場所 静岡市役所静岡庁舎新館１階
葵区役所地域総務課内 市政情報コーナー